１．下水道が整備されるとどうなるの？

汚水が下水道管を通って直接処理場まで流れるので、道路側溝等に汚水が溜まらず、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生が防げ、街が清潔に保たれます。

このためには、対象区域の皆さん全員が下水道につないで頂くことが必要です。

速やかな接続をお願いします。

★蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生が防げ、まちがきれいになります★

★水洗トイレが使えて快適です★

★川や海がきれいになります★

2．日常生活からの汚水はどのくらい？

台所、トイレ、風呂、洗濯など日常生活からの排水は、１人１日 250 リットルにのぼります。その内訳は下の表のとおりとなります。

※BOD は汚れの度合いを表すもので、数字が大きいほど汚れていることを示しています

■生活排水の内訳と割合（1 人あたり）

<table>
<tr><td rowspan="4">生活排水
全体

（BOD：
43ｇ）</td><td rowspan="3">生活雑排水　約 70%
（BOD：30ｇ）</td><td>台所からの排水　約 40%
（BOD：17ｇ）</td></tr>
<tr><td>風呂からの排水　約 20%
（BOD：9ｇ）</td></tr>
<tr><td>洗濯からの排水その他　約 10%
（BOD：4ｇ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">し尿　約 30%
（BOD：13ｇ）</td></tr>
</table>

魚が住める水質にするためには、生活排水を薄めて BOD の値を小さく（5 ㎎/ﾘｯﾄﾙ以下）しなければなりません。

■きれいにするために必要な水の量

	台所用洗剤	煮物汁	米のとぎ汁	味噌汁	牛乳	天ぷら油
廃棄量 (ml)	4.5	100	500	180	200	20
BOD (g)	1	5	6	7	16	30
風呂おけ (杯)	0.67	3.3	4	4.7	11	20

ご覧いただきましたとおり、家庭から出される排水はとても汚れていることがわかります。このことから、台所や洗濯、その他の排水を処理できない単独処理浄化槽では環境に与える負荷がとても大きいことになります。

このページの図や表は環境省と東京都のパンフレットを参照して作成しました。

３．下水道へつなぐにはどうすればいいの？

汚水を直接下水道へ流すための「排水設備」をつくっていただくことになります。

●排水設備とは？

ご家庭から排出される汚水を下水道に流すために設置する排水管や汚水ますなどを「排水設備」といいます。

一般に皆様のご家庭のトイレ・お風呂・台所などの流し口から「接続ます」までの部分のことをいいます。この排水設備工事は、個人負担となります。

排水設備工事は、専門知識と技術をもった「上越市下水道排水設備指定工事店」に申し込んでください。

●いつまでに設置するの？

速やかに接続をお願いします。（下水道法第 10 条）

（おおむね１年以内の接続をお願いします。）

但し、くみ取り式トイレは３年以内に接続をお願いします。（下水道法第 11 条の 3）

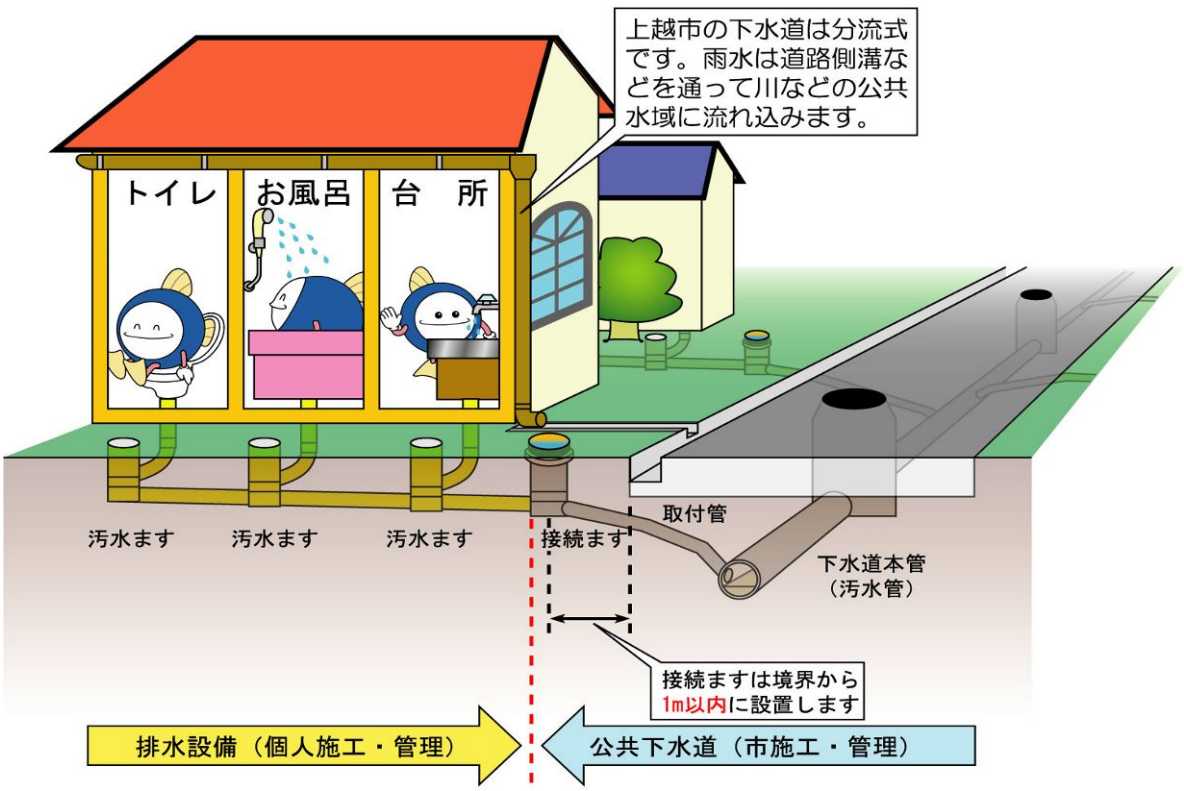

●個人が負担する工事内容

くみ取り式からの改造	単独浄化槽からの改造	合併浄化槽からの改造
・排水管、水道配管工事 ・汚水ます設置 ・便器取付　など	・排水管工事 ・汚水ます設置	・排水管工事 ※汚水ます設置が必要な場合があります
約 40～50 万円	約 30～45 万円	約 10～20 万円

市で把握している近年の実績より

～融資制度・排水設備工事費助成制度をご利用ください～

※工事着手前にお問い合わせください

●融資制度

市では下水道への接続工事やくみ取り式トイレから水洗トイレへの改造などにかかる経費を低利で融資しています。ご希望の方は排水設備工事前に市内金融機関※へ直接お申込みください。

融 資 額	130 万円まで （工事費用の範囲内）
返済期間	10 年以内（ボーナス併用可）
年　　利	1.50%

●利子補給制度

平成 26 年度以降に融資制度を利用された方については、前年に支払った利子相当額を翌年補助金として交付する制度を設けました。

※実質無利子

●排水設備工事費助成制度

生活保護世帯または低所得世帯に対し、排水設備工事費用の全部または一部を助成しています。補助を受けられる場合は、排水設備工事前に申請が必要になります。排水設備指定工事店にご相談ください。

生活保護世帯	工事費の全額 （限度額 60 万円）
低所得世帯※	工事費の 20% （限度額 12 万円）

※低所得世帯：世帯員全員が市県民税を課せられていない世帯

4．下水道使用料について

下水道を使用される皆様から毎月、その使用量に応じて下水道使用料を納めていただきます。

●使用料はいくらになるの？

下水道使用料は、上水道の使用水量（水道メーター）に基づいて計算します。

各家庭に設置されている上水道メーターで計量した水道使用量を汚水量と定めています。

料金は下表により、基本使用料と汚水量に応じた超過使用料により算出します。

区分	汚水の排除量	月額
基本使用料	5m³まで	1,427.76円
超過使用料（1m³につき）	6m³から10m³まで	72.36円
	11m³から20m³まで	180.36円
	21m³から30m³まで	210.60円
	31m³から100m³まで	245.16円
	101m³以上	299.16円
この表に定める額は、消費税を含みます。		

一般家庭における平均使用料（あくまで目安です）

下水道使用料は、次のように計算します。

≪計算例≫　1か月で21㎥使用した場合

1,427.76円　＋　72.36円×5㎥　＋　180.36円×10㎥

（5㎥まで）　（6～10㎥）　（11～20㎥）

210.6×1㎥

（21～30㎥）

＝　**3,803円（税込）**

※1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。

○下水道使用料早見表（消費税込）

汚水量	使用料	汚水量	使用料	汚水量	使用料
㎥	円	㎥	円	㎥	円
0～5	1,427				
6	1,500	41	8,395	76	16,976
7	1,572	42	8,641	77	17,221
8	1,644	43	8,886	78	17,466
9	1,717	44	9,131	79	17,712
10	1,789	45	9,376	80	17,957
11	1,969	46	9,621	81	18,202
12	2,150	47	9,866	82	18,447
13	2,330	48	10,112	83	18,692
14	2,511	49	10,357	84	18,937
15	2,691	50	10,602	85	19,182
16	2,871	51	10,847	86	19,428
17	3,052	52	11,092	87	19,673
18	3,232	53	11,337	88	19,918
19	3,412	54	11,583	89	20,163
20	3,593	55	11,828	90	20,408
21	3,803	56	12,073	91	20,653
22	4,014	57	12,318	92	20,899
23	4,224	58	12,563	93	21,144
24	4,435	59	12,808	94	21,389
25	4,646	60	13,053	95	21,634
26	4,856	61	13,299	96	21,879
27	5,067	62	13,544	97	22,124
28	5,277	63	13,789	98	22,370
29	5,488	64	14,034	99	22,615
30	5,699	65	14,279	100	22,860
31	5,944	66	14,524	200	52,776
32	6,189	67	14,770	300	82,692
33	6,434	68	15,015	400	112,608
34	6,679	69	15,260	500	142,524
35	6,924	70	15,505	600	172,440
36	7,170	71	15,750	700	202,356
37	7,415	72	15,995	800	232,272
38	7,660	73	16,241	900	262,188
39	7,905	74	16,486	1,000	292,104
40	8,150	75	16,731	2,000	591,264